

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和5年12月18日
担 当 課	下水道整備課

契約業者名・住所	株式会社ツバサ・フロンティア ・ 千葉県千葉市中央区新宿2丁目1番20号結城野ビル2
事業名称	松戸第9処理分区大橋3号汚水幹線工事（R3-1工区）に伴う損失補償額算定及び補償交渉業務委託
事業場所	松戸市 大橋
種 別	「補償：事業損失」及び「補償：補償関連」
期間	令和5年12月19日から令和6年3月22日まで
契約金額	1,265,000円
事業概要	損失補償額算定及び補償交渉・・・一式
随意契約の理由	<p>本業務委託は、令和5年度に実施した家屋事後調査委託の調査結果に基づき、当該工事により被害を与えた家屋等の損失補償額の積算をして、補償交渉を行うものです。</p> <p>契約については、補償関係業務全般における業務の一貫性及び効率的な損失補償額の算定が必要不可欠なものであることから、家屋事後調査業務を通し現地の状況等を詳細に熟知して同一視点にたつての比較検討、より適切な損失補償額の算定ができ、補償交渉に精通している者が適当であると思料されるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、随意契約とするものです。</p>